



鳥取縣 條例

鳥取縣條例第一號

鳥取縣縣民稅臨時增徴條例を次のように定める

昭和二十三年二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣縣民稅臨時增徴條例

第一條 この條例の定めるところにより昭和二十二年度  
縣民稅の臨時增徴を行う。

第二條 臨時に增徴する縣民稅（以下追加縣民稅という）  
の賦課額は六十圓に地方稅法第四十五條に定める納稅  
義務者數を乗じた額とする。

第三條 追加縣民稅の一納稅義務者に對する最低賦課額  
及び最高賦課額は鳥取縣縣民稅賦課徵收條例第十四條  
に定める額の各々二分の一の額とする。

昭和二十三年二月六日 金曜日  
第一千八百八十號

本書の次頁に國定規格A列5

第四條 追加縣民稅の納期は二月二十一日から同月末日  
限りとする。

第五條 この條例に定めるものの外は、鳥取縣縣民稅賦  
課徵收條例の規定による。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

規 則

鳥取縣規則第七號

墓地及び埋火葬取締施行細則を次のように定める。

昭和二十三年二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

墓地及び埋火葬取締施行細則

第一章 墓地及び火葬場

第一條 墓地及び火葬場は左の三種とする。

00781

第一種何人でも埋火葬するもの。  
 第二種従來の慣例により共同して埋火葬するもの。  
 第三種所有者に限つて埋火葬するもの。  
 第二條 墓地及び埋火葬場は公共のため、その他已むを得ない理由がないときは新設し又はその區域を擴張することはできない。

第三條 墓地及び火葬場を新設し、又はその區域を擴張しようとするときは第一號又は第二號様式による許可申請書に五百分の一の圖面を添え知事に提出し許可を受けなければならない。

第四條 墓地及び火葬場を新設するには次の土地を選ばなければならない。  
 一、墓地は國道、縣道、鐵道、大川、湖に沿わず、人家から百十米以上離れたところで土地高く乾燥し、飲料水に支障のない地。  
 二、火葬場は國道、縣道、鐵道、大川、湖に沿わず人家から百二十米以上離れたところであつて飲料水に支障のない地。

特別の理由があるときは前項の規定によらないことができる。  
 第五條 墓地及び火葬場の區域を縮少、分合、若しくは廢止しようとするときは第三號様式による許可申請書を知事に提出許可を受けなければならない。但し分合縮少については五百分の一の圖面を添えなければならない。  
 第六條 墓地及び火葬場の所有者に異動を生じたときは連署(死亡したときは戸籍法の届出義務者又はこれに準ずるものとする)の上二十日以内に知事に届け出なければならない。  
 第七條 墓地の周圍(墓地と墓地でない地との境界をいふ)には樹木を植えなければならない。墓地の地區内には三米以上の樹木を植え又は垣塀をしてはならない。但し従前よりあるものはこの限りではない。  
 第八條 火葬場には周圍に垣塀を設けると共に煙突を設けるなど臭氣を防ぐ裝置を講じなければならない。但し小原野にして人家から遠隔の場所にあるものはこ

03503

00782

の限りではない。

第九條 墓地及び火葬場は使用者がその清潔及び修繕を擔當しなければならない。但し使用者のない部分は管理者においてこれを擔當しなければならない。  
 第十條 知事は墓地及び火葬場が衛生上害を生ずる虞があるときは使用を制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造を命ずることができる。

第十一條 明治十七年大政官布達第二十五號墓地及埋葬取締規則(以下規則という)第七條の規定によつて許可を受けようとするものはその全文を添えた申請書を知事に提出しなければならない。  
 第二章 埋葬及び火葬

第十二條 昭和十二年厚生省令第九號埋火葬の認許等に関する件(以下令という)第二條の規定によつて市町村長の認許を受けようとするものは左の書類を添えた申請書を提出しなければならない。  
 一、死体にあつては本籍、住所、氏名、性別、生年月日、醫師死亡診斷書又は死体檢案書(變死のものは

検診醫の検視を要する)

二、死胎(三ヶ月未満のものを除く)にあつては父母の本籍、住所、氏名、並びに性別醫師若しくは助産婦の死産證書、死胎檢案書  
 第十三條 市町村長が引取人のない死亡者を埋火葬しようとするときは醫師の死亡診斷書又は檢案書を調査してその變死は検視官の検視の上行わなければならない。前項の場合において市町村長は墓地又は火葬場の管理者に通報しなければならない。  
 第十四條 已むをえない理由により墓地及び火葬場以外の地において埋火葬しようとするときは知事の許可を受けなければならない。  
 第十五條 令第七條により市町村長の認許を受けようとするものはその理由を記載しなければならない。  
 第十六條 埋葬又は火葬をしようとするものは墓地又は火葬場の管理者に令第三條の規定による埋葬又は火葬認許證を提出しなければならない。改葬しようとするものは現在の墓地の管理者に令第七條の規定による改

葬認許證を示した後改葬しようとする墓地の管理者に提出しなければならない。

改葬するときは消毒しなければならない。

第十七條 墓穴の深さは二米以上でなければならない。但し火葬の遺骨を埋葬する場合はこの限りではない。

第十八條 火葬は成るべく日没後これを行わなければならない。但し傳染病による死体はこの限りではない。

第十九條 火葬場には火葬を終えた後骨を残しておいてはならない。

第三章 管理者

第二十條 墓地及び火葬場には管理者一名以上を選びその住所氏名を市町村長に届け出なければならない。

第二十一條 墓地の管理者は墓地の圖面及び第四號様式による墓籍を調製しなければならない。

第二十二條 墓地の管理者は埋葬前墓穴の検査をしなければならぬ。

第二十三條 墓地の管理者は墓地の圖面並びに墓籍の閲覧を求められた場合にはこれ應じなければならない。

第二十四條 管理者は第十七條の規定により提出を受けた認許證を一ヶ年間保存し當該吏員の求めがあるときはこれを提出しなければならない。

第二十五條 管理者は左の場合には埋葬、改葬又は火葬を拒まなければならない。

一、令第三條の規定による埋葬又は火葬認許證を提出しないとき

二、令第七條の規定による改葬認許證を提出しないとき

三、第十六條第三項の規定に違反したとき

四、第十七條の規定に違反したとき

五、規則第三條の規定に違反したとき

前項によつてこれを拒んでもなおこれを行おうとするもの並びにひそかに埋葬又は火葬を行おうとするものを発見したときは速かに警察官吏に届け出でなければならぬ。

第二十六條 この規則によつて知事に提出する書類は當該市町村を經由しなければならない。

第四章 罰則

第二十七條 左の各號の一に該當する者はこれを二千圓以下の過料に處する。

一、第三條、第五條、第十四條の規定による許可を受けたないで行つた者

二、第六條の届け出を怠つた者

三、第七條乃至第九條、第十六條、第十七條、第三十一條乃至第二十五條の規定に違反した者

四、第十條の規定による處分に違反した者

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

明治廿五年鳥取縣令第四十九號はこれを廢止する。

この規則施行の際現に従前の規定によつて許可認許を受けたものはこの規則によつて許可認許を受けたものとみなす。

第一號様式

第何種墓地(火葬場)新設許可申請書

何郡(市)町(村) 大字何字番號地目反別何程の内何

郡(市)町(村)

一、反別何程 氏名所有(共有)地

地價及地租金額

右は何々により第一種墓地(火葬場)として新設致したので別紙圖面を添えて申請致します

年 月 日

何郡(市)町(村)

氏 名

地 主

連 署

知 事 宛

第二號様式

第何種墓地(火葬場)區域擴張許可申請

何郡(市)町(村) 大字何字番號現在墓地(火葬場)

反別何程何郡(市)町(村) 大字何字番號地目反別何程の内何郡(市)町(村)

一、反別何程 氏名所有(共有)地

地價及地租金額

右は既設の第一種墓地(火葬場)何々により(區域の

擴張を要する理由を記すること(區域擴張いたしたいので別紙圖面を添えて申請致します)

00785  
00786

何郡(市)町(村) 氏名 地主 連署

第三號様式

第何種墓地(火葬場) 區域縮少(分合又は廢止)許可申請書

何郡(市)町(村) 大字何字番號(縮少は反別何程の内と記すること) 何郡(市)町(村) 一、反別何程

(分合は此處に各反別を分記するを要す) 氏名所有(共有)地

右は何々により(縮少分合廢止を要する理由) 區域縮少(分合)(廢止)(廢止には圖面を添えなくてよい) 致したいので圖面を添えて申請致します

何郡(市)町(村) 氏名 何郡(市)町(村) 大字何第何種番地 何郡(市)町(村) 共有氏名所有

第四號様式	墓籍	何郡(市)町(村) 大字何第何種番地	何郡(市)町(村) 共有氏名所有
番號	敷地	墓標死者の埋葬を埋葬した墓標建立者種類住所氏名年月日	住所氏名年月日
第何號	何坪何合	木標	
第何號		石標	

鳥取縣規則第八號

明治二十五年十月鳥取縣令第六十五號「墓地及埋葬取締細則」指稱大川」はこれを廢止する。

昭和二十三年二月六日 鳥取縣知事 西尾愛治

告示

鳥取縣告示第三十九號

左記土地を保安林に編入する豫定である。

昭和二十三年二月六日

鳥取縣知事 西尾愛治 記

郡町村	大字	字	地番	地目	面積	編入	保安林種	住	氏名
氣高青谷	井手	道端	五七二ノ六	山林	三〇八	反	飛砂氣高郡青谷町青谷	山田	頼藏
同	同	同	五九一ノ四	原野	二一、六一五	反	防止	山田	清次郎
東伯泊	石脇	坪井	七九三ノ八	同	三〇、五〇二	内見込	三〇、二〇〇	同	東伯泊村大字石脇
同	大誠	西園	北濱	一、九七九	山林	四一六	同	同	大誠村大字西園
同	同	同	同	一、九八〇ノ一	同	三、二二七	同	同	同
同	同	同	同	一、九八〇ノ二	同	一、六〇九	同	同	同
同	同	同	同	一九〇五	同	二、二〇七	同	同	田中
同	同	同	同	一九〇四ノ二	同	三〇二	同	同	同
同	同	同	同	一九〇四ノ一	同	六一九	同	同	同



00789

鳥取市東品治町二番地ノ一 鳥取縣森林組合連合會  
 鳥取市百谷二四〇 谷口光春  
 岩美郡福部村大字高江 谷口政夫  
 同 東村大字田河内一八〇 幸家喜藏  
 同 面影村大字大代 阪下文治  
 同 土井源作  
 氣高郡神戶村大字下砂見 北山安次郎  
 同 鹿野町鹿野二四二六 飯田初造  
 同 小鷲河村大字河内 古川正  
 同 青谷町大字青谷八八六ノ二田中一男  
 東伯郡湯村 河田友平  
 同 松崎村大字松崎 米田榮吉  
 同 小鹿村大字西小鹿 岩本延藏

鳥取縣告示第四十一號

昭和二十二年閣内務省令第一號第八條第一項の規定に  
 より西伯郡成實村並に同郡縣村農地委員會委員の候補者  
 につき覽書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を  
 受むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年二月六日 鳥取縣知事 西尾愛治  
 一、昭和二十三年二月七日より  
 同 同 年二月一〇日まで

鳥取縣告示第四十二號

東伯、日野地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣  
 稅滯納者財產差押證票を次のように返納並びに交付した。  
 昭和二十三年二月六日 鳥取縣知事 西尾愛治

區分	番號	返納交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	三	昭和二十一年一月一日	日野地方事務所	鳥取縣事務吏員	末次建
同	一〇六	同廿一日	返納東伯郡大誠村書記	德代玉義	
同	一一五二	同	同	工野つま江	
縣稅滯納證票	二〇	同一日	返納	日野地方事務所	鳥取縣事務吏員 末次建

鳥取縣告示第四十三號

あん摩 はり、きゆう 柔道整復等營業法第十條第二項  
 の規定による臨檢證票を次の者に交付した。

00790

昭和二十三年二月六日

第一號	鳥取縣知事	西尾愛治
鳥取縣技術吏員	吉野文郁	
同 事務吏員	野田武雄	
同 技術吏員	中村徳藏	
同 事務吏員	金田孝一	
同 事務吏員	山本一夫	
同 技術吏員	信天義男	
同 技術吏員	城野寛	
同 技術吏員	石原巖	
同 技術吏員	森崎英夫	
同 技術吏員	樋口田鶴	
同 事務吏員	立石元助	
同 事務吏員	松田正勝	
同 事務吏員	門脇重俊	
同 事務吏員	今田元義	
同 事務吏員	佐藤敏明	
同 技術吏員	野村益	

第十七號	同	加藤數馬
第十八號	同	久葉周作
第十九號	併鳥取縣技術吏員	笠木慶治
第二十號	鳥取縣事務吏員	吉村護郎

鳥取縣告示第四十四號

國民醫療法第二十六條及び同法施行規則第六十四條の規  
 定による臨檢證票を次の者に交付した。

第一號	鳥取縣知事	西尾愛治
鳥取縣技術吏員	吉野文郁	
同 事務吏員	野田武雄	
同 技術吏員	中村徳藏	
同 事務吏員	金田孝一	
同 事務吏員	山本一夫	
同 事務吏員	信天義男	
同 事務吏員	岡本彦太郎	
同 事務吏員	併鳥取縣事務吏員	山下忠郎

00791

第九號	鳥取縣事務吏員	池本 龜次
第十號	同 技術吏員	山本 一郎
第十一號	同	城野 寛
第十二號	同	石原 巖
第十三號	同	森崎 英夫
第十四號	同	樋口 田鶴
第十五號	同	立石 元助
第十六號	同 事務吏員	松田 正勝
第十七號	同	門脇 重俊
第十八號	同	今田 元義
第十九號	同 兼 技術吏員 事務吏員	佐藤 敏明
第二十號	同 技術吏員	野村 益
第二十一號	同	加藤 敷馬
第二十二號	同	久葉 周作
第二十三號	同 厚生技官 併鳥取縣技術吏員	笠井 慶治
第二十四號	同 事務吏員	吉村 護郎

鳥取縣告示第四十五號

價格等取締規則第二條の規定により「こんにやく」の販賣價格の改正届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十三年二月六日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和三十二年十一月鳥取縣告示第五百十號中を次のように改める。

二、品名、價格

- 板こんにやく 卸賣業者 一枚七〇宛につき 一〇圓〇〇
- にやく 販賣價格 六五宛につき 一二圓〇〇
- 小賣業者同 同 六五宛につき 一二圓〇〇
- 白瀧こんにやく 卸賣業者同 一貫宛につき 三〇〇圓〇〇
- にやく 小賣業者同 同 三五〇圓〇〇

鳥取縣告示第四十六號

その菜の販賣價格の統制額中一部を物價廳長官において改訂になつたので、昭和二十二年八月鳥取縣告示第三百七十六號(そ菜の販賣價格の統制額指定の件)中の一部を次のように改め、昭和二十三年一月二十四日からこれを適用する。

00792

82791

昭和二十三年二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

品名時期	卸賣業者販賣價格の統制額(一貫當り)		小賣業者販賣價格の統制額(一〇〇宛當り)	
	甲地	乙地	甲地	乙地
葉切	二圓九圓	七圓三〇	一圓六〇	一圓三〇
こんにやく	〇〇五〇	〇〇七〇	〇〇九〇	〇〇一〇
三月	〇〇四〇	〇〇八〇	〇〇一〇	〇〇一〇

鳥取縣告示第四十七號

鳥取縣種畜場米子驛駒場を鳥取縣米子市加茂町一丁目二十三番地に設置し昭和二十三年一月十五日から開場する。

鳥取縣地方労働委員會會代表被推薦者調書

氏名 生年月日 住所

使用者を代表するもの

足立益二 明治三九、一、一八 鳥取市東品治町一四ノ一

山根源平 同 二七、四、一五 同 西町三五五

山榊儀保 同 二五、三、五 東伯那倉吉町大字東町四三五

昭和二十三年二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四十八號

鳥取縣地方労働委員會の委員を委嘱するに當り使用者を代表する者については鳥取縣事業主協會より、労働者を代表する者については鳥取縣労働協議會より夫々推薦のあつた者の氏名を労働組合施行令第三十七條第四項の規定により左の通り公表する。

昭和二十三年二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 歴

立命館中學校中退、鳥取貨物自動車株式會社事務主任、縮役、鳥取縣地方労働現委員

鳥取郵便局長、逓信事務官

神戸高商卒、倉吉纖維工業所長、鳥取地務委員、委員、倉吉町公安委員

關根松夫 同 四一、一、二一 米子市錦町二丁目八  
 加藤 章 同 三五、一一、二七 同 明治町八  
 勞働者を代表するもの

池澤常一 大正 二、六、二九 氣高郡寶木村大字奥澤見九六  
 寺田猛男 明治四五、一、二 鳥取市支好町三〇  
 生田虎藏 同 三六、七、二五 東伯郡上北條村大塚一四  
 松田勝三 同 四〇、三一、一九 米子市加茂町一丁目一  
 高橋要三郎 同 二八、一一、七 同 久米町一八二

鳥取縣告示第四十九號

昭和二十三年二月鳥取縣規則第七號基地及び埋火葬取締施行細則第四條に規定する川を次のとおり指定する。

東京商大卒、巴工業株式會社取締役社長、米子商工會議所理事  
 東京商大專卒、米子商工會議所理事、米子自動車工業有限會社取締役社長、現地勞委委員  
 遞信官吏練習所第二部行政科卒、遞信事務官、鳥取郵便局庶務課勤務、全遞鳥取地區協議會々長、鳥取縣勞協委員、鳥取縣東部勞協委員  
 興亞工業株式會社社員、同從業員組合長、鳥取縣東部勞協生活部長、鳥取縣勞協委員  
 振興工業株式會社伯耆工場社員、鳥取縣中部勞協會長、鳥取縣地勞現委員、縣議  
 慶大經濟學部中退、米子市役所主事、米子市役所從組長、鳥取縣西部勞協副會長、縣勞協會計監事  
 日曹米子工場事務員、同工場從組書記長兼企畫組織部長、縣西部勞協書記長兼企畫組織調查部長、縣勞協書記長、縣西部地區産業復興會議事務局長

昭和二十三年二月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

川名	區	域
吉田川	左岸 岩美郡浦富町大字浦富字稻荷渡 右岸 同	牧谷字塚前以下河口に至る
蒲生川	左岸 同 右岸 同	蒲生村大字洗井字清水谷 登尾口 同
支小田川	左岸 同 右岸 同	小田村大字延興寺字宮村の内 向田以下蒲生川合流點に至る
千代川	左岸 八頭郡智頭町大字山形字火田 右岸 同	御原以下曳田川同
支袋川	左岸 岩美郡大茅村大字木原字松ヶ平 右岸 同	前田以下美敷川同
支大路川	左岸 同 右岸 同	大字雨瀧字河原土居 橋の向以下現在準用區域に至る
支曳田川	左岸 八頭郡西郷村大字牛井古田 右岸 同	米里村大字古那家湯ノ口 久米字橋本田以下千代川合流點に至る
支八東川	左岸 同 右岸 同	池田村大字岩屋堂字うしろ山 大向ひ同
支私都川	左岸 同 右岸 同	上私都村大字麻生大字志谷口 大字落岩字流田以下八東川合流點に至る
支大江川	左岸 同 右岸 同	大伊村大字下野字小倉下八口 津家岸同
支見槻川	左岸 同 右岸 同	隼村大字見槻字井古田 出合以下大江川合流點に至る
支小畑川	左岸 同 右岸 同	八家村大字岩淵字背戸河原 大字鍛冶屋字をもつて八東川合流點に至る
支網見川	左岸 同 右岸 同	丹比村大字富枝字中河原 宮下九川以下同 大字妻鹿野字妻鹿野土居 土居以下現在準用區域に至る
支春米川	左岸 同 右岸 同	若櫻町大字大炊字尾崎 藪根以下八東川合流點に至る
支佐治川	左岸 同 右岸 同	丹瀬町大字別府字かいち 前橋詰道の下以下千代川合流點に至る
支土師川	左岸 同 右岸 同	佐治村大字加茂字屋敷土居 十王前以下現在準用區域に至る
支北股川	左岸 同 右岸 同	智頭町大字那岐字早瀬字あげさ 大字土師字上河原以下千代川合流點に至る
支北股川	左岸 同 右岸 同	大字山形字大呂字筏場 井古田 字蘆津字かつ谷より大東川 字青笹以下現在準用區域 に至る



00797

支坂井原川	左岸同	浪雨町大字高尾字高尾ノ向	澤田河原以下日野川合流點に至る	黒川	左岸東伯郡安部村大字光	以下河口に至る
支印賀川	左岸同	大字金持字野谷尻	堂ノ平以下現在準用區域に至る	清水川	左岸同山守村大字今西字災ノ神	堀以下小鴨川合流點に至る
支石見川	左岸同	大宮村大字折渡字牛尾原上堀り	合流點に至る	大江川	左岸野郡溝口町大字上野字川平	長山字馬籠原以下日野川合流點に至る
陸上川	左岸同	石見村大字三吉字表ノ筋	下石見字上落合ノ上面	湖山川	左岸氣高郡湖山村字西代	帆城湖山池吐口以下千代川合流點に至る
長柄川	左岸同	以下河口に至る		千代川上流	左岸八頭郡山郷村大字福原字福原	以下北校川合流點に至る
飯戸川	左岸同	以下河口に至る		東長田川上流	左岸西伯郡東長田村大字東上字比良ノ前	鎌倉川字子川合流點以下
法勝寺川上流	左岸同	以上阿彌陀川合流點に至る		加茂川	左岸西伯郡東長田村大字東上字比良ノ前	河川法準用區域に至る
新見川	左岸同	以上河口に至る		千代川小支	左岸美郡大茅村大字大石字上河原	丸山根以下袋川落合に至る
上地川	左岸同	以上河口に至る		千代川小支	左岸美郡大茅村大字大石字上河原	丸山根以下袋川落合に至る
	左岸同	以上河口に至る		千代川小支	左岸美郡大茅村大字大石字上河原	丸山根以下袋川落合に至る
	左岸同	以上河口に至る		千代川小支	左岸美郡大茅村大字大石字上河原	丸山根以下袋川落合に至る

00798

天神川小支	左岸東伯郡三徳村大字片柴字柿ノ木谷	足跡以下三徳川落合に至る	橋津川	左岸東伯郡淺津村大字下淺津	南谷以下海に至る
加谷川	右岸同	竹田村大字木地山字下古屋			
坪谷川	左岸同	加谷字瀧ノ脇以下竹田川落合に至る			
同		大字坂本字御堂垣			
田代川	左岸同	上河原同			
下市川	左岸同	大字田代字一ノ坂			
宇田川	左岸同	四十曲谷同			
名和川	左岸同	大字田代字一ノ坂			
日野川小支	左岸同	大字田代字一ノ坂			
小松谷川	右岸同	大字田代字一ノ坂			
同		大字田代字一ノ坂			
侯野川	左岸同	大字田代字一ノ坂			
勝部川支	左岸同	大字田代字一ノ坂			
八葉寺川	右岸同	大字田代字一ノ坂			

彙報

昭和二十一年勅令第三百一十一號に關する件  
 (連合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する勅令)  
 (昭和二十一年十月二十九日付本欄参照)

昭和二十二年十二月十日以降本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發 日本政府宛覺書は左記の通りである。

記  
 一、宣傳用出版物の沒收に關する件  
 (昭和二十三年一月二十四日付官報参照)